

○国土交通省告示第五百二十一号
自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令
第二百八十六号）第二十二條第一項の規定に基づ
き、自動車損害賠償保障事業のうち損害のてん補
額の決定以外のものを委託した保険会社の名称に

変更があつたので、平成九年運輸省告示第二百四
十号の一部を次のように改正する。

平成十三年四月二十五日

国土交通大臣 林 寛子
「ニッセイ損害保険株式会社」を削る。